

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年3月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 〓 関東信越（東京）（受）第 2400921 号
厚生局事案番号 〓 関東信越（東京）（国）第 2400043 号

第 1 結論

昭和 57 年 1 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 1 月から昭和 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 10 月又は 11 月頃に、A 市役所の年金担当課において、国民年金の加入手続を行った。その際に、A 市役所の担当者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付すれば、60 歳から年金を受給できる旨の説明を受けたので、同市役所の窓口において、当日とその翌日の 2 回に分けて、30 万円程を納付書によらず現金のみで納付した。納付した請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、当該期間を調査の上、納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 10 月又は 11 月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日は、昭和 57 年 1 月 1 日と記録され、同資格取得に係る入力処理は昭和 62 年 9 月 7 日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年 9 月頃に行われたものと推認でき、請求者が主張する加入手続時期と符合しない。

また、上記の加入手続時点（昭和 62 年 9 月）において、請求期間のうち、昭和 57 年 1 月から昭和 60 年 6 月までの期間は、国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

さらに、請求期間のうち、昭和 60 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料は過年度納付することは可能であるものの、市町村において取り扱うことができる国民年金保険料は現年度分であることから、過年度分の国民年金保険料を A 市役所において納付することはできない。

加えて、A 市役所は、請求者の請求期間に係る納付状況を確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国

民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対して、国民年金番号「*」（現在は基礎年金番号。）とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2400792 号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（厚）第 2400123 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女（子）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 8 月 2 日から昭和 34 年 2 月 1 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）は、昭和 27 年にA社に入社し、同社を退職する平成 10 年まで、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC会の会報誌「会報第 41 号（平成 14 年 10 月発行）」に掲載されている訂正請求記録の対象者自身の寄稿文及び訂正請求記録の対象者が昭和 36 年 7 月 17 日にA社D部第一部長宛てに提出した「始末書並びに嘆願書」により、訂正請求記録の対象者は、昭和 27 年 8 月に同社に内勤として入社し、昭和 32 年 12 月 1 日に退職した後、時期は不明であるものの、同社に再入社した旨の記載を確認することができ、請求期間の一部期間において、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、A社の後継事業所であるB社の事業主は、保存期間経過により、請求期間当時の資料は保有していないため、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の届出、厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができず不明と回答している。

また、請求期間当時においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の従業員に照会したところ、20 人から回答があり、このうち 3 人は、訂正請求記録の対象者を記憶して

いるものの、請求期間における訂正請求記録の対象者の勤務実態はわからない旨陳述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、また、整理番号に欠番はないことが確認できる。

加えて、訂正請求記録の対象者のA社に係る事業所別被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者は、昭和32年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失した後、昭和34年2月1日に再取得していることが確認できる上、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、訂正請求記録の対象者の同社における被保険者資格喪失年月日は、昭和32年8月2日となっており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400998 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400124 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務し、海外の子会社に出向していた請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額（手取額で 38 万円ほど）より低い金額で記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の事業主から提出された資料「出向者手取給与計算」及び「年間賃金台帳」により確認できる、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できるほか、事業主は、請求者の請求期間について、海外の出向先から支払われる給与については報酬に含めていなかった旨回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、上述のとおり、「出向者手取給与計算」及び「年間賃金台帳」により事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。